8 貸付決定後

⑴ 送金について

○ 借用書に必要事項を記入・捺印の上、印鑑登録証明書を添付して区市町村の社会福祉協議会に提出します。本人口座に送金希望の場合は、「貸付金振込依頼書」も提出していただきます。

○ 借用書に記載された住所・氏名の表記及び捺印された印影が、添付していただいた印鑑登録証明書と一致している必要がありますので、よくご確認のうえ提出してください。

※不備がある場合は、お書き直しいただく必要があり、送金が遅れることがありますのでご注意ください。

○ 借用書は、区市町村社会福祉協議会に提出後、さらに東京都社会福祉協議会に提出されます。借用書の記載内容及び添付書類等を確認した上で送金されます。

※借受人、連帯借受人、連帯保証人、親権者の方が外国籍で通称名がある方の場合は、本名と通称名の両方でご署名いただきます。

⑵ 継続送金について

○ 複数年度にわたる学費の貸付や年度をまたいで療養期間中の生活費の貸付を行う場合、分割して資金交付します。

○ 分割交付する場合は、世帯状況や在学を確認のうえで行います。分割交付中に世帯状況や収入状況、進路状況に変化があった場合には、必ずお住まいの区市町村の社会福祉協議会にご連絡ください。

⑶ 貸付終了後のことについて

○ 福祉資金福祉費は、送金後６ヶ月の据置期間を経て返済（償還）が始まります。

○ 返済方法は、元利均等の月賦返済です。原則として金融機関の口座引落しをご利用いただきます。

○ 貸付決定時に定め、借用書に記載されている返済期間･回数で返済していただく必要があります。返済期限を過ぎても返済が完了しない場合、残元金に対して年利３％の延滞利子が発生します。

○ 住所・氏名・電話番号等届けてある内容に変更があった場合や返済が難しくなった場合等は、必ず連絡・相談してください。

9 相談から返済完了までの相談窓口

この資金についてのご相談を受け、返済完了まで相談支援させていただく窓口は、お住まいの地域（区市町村）の社会福祉協議会です。

相談窓口

2025. 4 （発行部数21,000）